第６６号議案

調停及び損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成２５年9月１２日

提出者　東京都台東区長　吉　住　弘

（提案理由）

この案は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき提出します。

調停及び損害賠償の額の決定について

下記のとおり、調停を成立させ、損害賠償の額を決定する。

記

1　当事者

申立人　東京都台東区

申立人　個人

相手方　個人

2　事件名

国家賠償を巡る紛争解決調停事件

3　事件の内容

平成２４年７月１２日､区立中学校の教員である申立人(以下「対象教員」という。) が同校の生徒である相手方を指導した際､頸椎捻挫及び頭部挫傷の傷害を負わせた事件 (以下「本件傷害事件」という。) について、調停を成立させる。

4　調停条項

（1） 申立人らは､連帯して､相手方に対して､国家賠償法 (昭和２２年法律第１２５号) 第１条第１項の規定による本件傷害事件に係る損害賠償金として､金８２万８,０００円の支払義務があることを認め、申立人東京都台東区 (以下「区」という。) は､調停成立後３週間以内に当該損害賠償金を相手方に送金して支払う。

（2） 対象教員は､区に対して､金８２万８,０００円の償還義務があることを認める。

（3） 相手方は、申立人らに対するその余の請求を放棄する。

（4） 申立人らと相手方との間及び区と対象教員との間で、本件傷害事件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、本件傷害事件により相手方に後遺障害が発生した場合は、これによる損害額については、申立人らと相手方との間で別途誠実に協議する。

（5） 調停費用は、各自の負担とする。

5　損害賠償の額

８２万８,０００円